

令和6年5月28日

保護者の皆様へ

旭川実業高等学校

高等学校等就学支援金（7月～翌年6月分）の申請について

就学支援金の申請につきましては、オンライン申請が原則となりますので、登録期限までに申請手続きを完了させるよう宜しくお願いいたします。

昨年度（1年生は4月の申請で）認定されている方も e-shien で「継続意向登録」が必要となります。なお、昨年度（1年生は4月の申請で）所得制限で受給対象外もしくは申請していない方で、7月からの申請を希望する方は「新規申請」を行なってください。

■ 本校の授業料 33,000 円

※就学支援金の支給対象は授業料のみとなり、授業料以外の諸経費には支給されません。
毎月の校納金には上記授業料のほかに運営費、PTA 会費、生徒会費、特別教育活動後援会費等々の諸経費がございます。

■ 詳細表 ※保護者とは、親権者の方です。

区 分	就学支援金支給額
『課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額』 保護者等(親権者)全員の合算が【0円以上 154,500円未満の世帯】	授業料に対し 月額 <u>33,000円</u> の助成
『課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額』 保護者等(親権者)全員の合算が【154,500円以上 304,200円未満の世帯】	授業料に対し 月額 <u>9,900円</u> の助成

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。

★オンライン申請システム

e-Shien でログイン (<https://www.e-shien.mext.go.jp/>)



別紙①の「就学支援金の手続き」を参照のうえ登録してください。

※ 道より認定結果が届きしだい通知いたしますが、納入いただく授業料につきましては、就学支援金決定後に調整させていただきます。詳しい内容は決定通知書にてお知らせいたします。

また、道より保護者様のマイナンバーによる税額照会ができないとの連絡があった場合には、所得課税証明書等の書類を提出いただくこととなりますので、ご承知置き願います。

※なお、保護者の疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職など、やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合、前年度の課税所得によらずに支給される家計急変支援制度がございます。
上記詳細表の支給額 33,000円に該当しない世帯で、家計急変理由に対象となる場合は、別途資料をお渡ししますので、学校事務局へご連絡願います。

別紙①「就学支援金の手続き」

＝注意事項＝

申請日は「**7月1日**」、適用開始年月を「**2024年7月**」で入力してください。

課税地の情報は「**令和6年1月1日現在の住民票届出の市町村**」を入力してください。
前回申請時(令和5年1月1日現在)と**課税地が変更になっている方は、保護者等情報変更届出から申請**してください。

昨年度の申請時、個人番号による税額照会がエラーとなり**所得課税証明書等を学校に提出された方は、保護者等情報変更届出から申請し、「個人番号の入力」および「課税地に誤りがないか」**を必ずご確認のうえ登録してください。

昨年度(1年生は4月の申請で)意向なしで登録された方が、本年度申請する場合は、**意向解除が必要となりますので、学校事務局へご連絡**ください。

★新規申請の方(昨年度、所得制限で受給対象外もしくは申請していない方)

[利用マニュアル\(申請者向け\) 新規申請編をご覧ください](#) 



1.意向登録(昨年の意向登録が引き継がれている場合は、認定申請に進んでください。)

- 確認事項の内容を確認のうえ、3つすべてにチェックを入れてください。
- 意向確認で、次のA・Bどちらかを選択してください。

A) 支援金の申請を希望する場合は、「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします」にチェックを入れます。

B) 保護者等の所得制限基準を超えており申請を希望しない場合は、「受給資格認定の申請書を提出しません」にチェックを入れます。

入力内容確認をし、内容登録をしてください。(B 申請しないを選んだ方は、以上で手続完了です。)

2.受給資格認定

画面の案内に沿って、認定申請画面に進み、申請を行なってください。

認定申請は1から6までステップがあり、収入状況提出方法には以下の2つがあります。

- ◇ マイナンバーカードを利用し、マイナポータルから税情報を取得して申請画面に自動転記する方法
- ◇ 申請画面に個人番号を直接入力する方法

★継続申請の方(昨年度(1年生は4月の申請で)認定されている方)

[利用マニュアル\(申請者向け\) 継続届出編をご覧ください](#) 



1.継続意向登録(引き続き支給を受けたい場合は、内容を確認のうえ登録してください。)

- 確認事項の内容を確認のうえ、2つすべてにチェックを入れてください。
- 継続意向確認で、「現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。」を選択してください。

・保護者等情報の変更について確認し、該当する項目にチェックを入れてください。

※昨年度、個人番号を直接入力された方で、保護者等情報等に変更がない場合は、継続意向登録のみで手続完了です。ただし昨年度、税額照会がエラーとなり所得課税証明書等を学校に提出された方は、3.保護者等情報変更届出に進み「個人番号を直接入力」または「マイナポータルにて自己情報を取得」して申請をしてください。

※昨年度、マイナポータルを利用した方で、保護者等情報に変更がない場合は2.収入状況届出に進み、変更がある場合は3.保護者等情報変更届出へ進んでください。

2.収入状況届出

昨年度、マイナポータルを利用した方は、画面の案内に沿って申請を行なってください。

なお、個人番号を直接入力するに変更して申請する場合は、こちらは行わず3.保護者等情報変更届出で保護者の収入状況提出方法を変更してください。

3.保護者等情報変更届出

保護者等が離婚・再婚などで変動がある場合や昨年度と課税地が異なる場合などは、画面の案内に沿って申請を行なってください。

[利用マニュアル（申請者向け）変更手続編をご覧ください](#) 



新規申請または継続申請を期限までに完了するようにしてください。e-shien のシステムがメンテナンスなどで利用できないこともありますので、早めに申請をお願いいたします。

また、受給の対象となるかどうか分からない場合は、申請していただくことを推奨します。

■オンライン申請の登録期限について

前回申請時または今回申請時に

【マイナンバー（個人番号）を直接入力した方】

登録期限 6月5日（水）まで 期日厳守

前回申請時または今回申請時に

【マイナンバーカードを利用して自己情報を提出した方】

登録期限 7月1日（月）から7月10日（水）まで期日厳守

※7月1日（月）以降にならないと令和6年度の自己情報を取得することができません。

7月以降の認定結果が通知されるまでの間は、現在受給されている6月の就学支援金額を暫定として差し引いた校納金を納入いただき、支給額決定後に校納金を調整させていただきます。

なお、7月以降の就学支援金支給額と現在受給されている就学支援金に差額が生じ、追加納入していただく、または返金する場合がございます。

認定結果が分かりしだい、就学支援金の決定通知書を送付いたしますが、保護者の皆様のご理解とご協力のほど、宜しくお願いいたします。

7月分以降の就学支援金支給額が、6月分と比べ

★減額になった場合～差額分を追加納入していただきます。

☆増額になった場合～差額分を返金（振込み）いたします。

（新規認定者含む）

※支給額が減額になった場合の事例

就学支援金支給額が 33,000 円から 9,900 円に変更となった場合、23,100 円の差額が生じますので、引き落としされた月数分×差額(23,100 円)を追加納入していただきます。

（授業料軽減対象の方が減額になった場合は、さらに月額 2,000 円の差額が生じます。）

その他不明点があれば学校事務局へご連絡ください。